

聞諸耆舊 古者本社在今神祠之山上 基

嘗て耆旧としおひたる人に聞けり、いにしへは当社今の

址宏壯 所撰小社四十餘 神戸不下一千石

神祠の山上にたちて、基址みやたちうるはしく末社も

祭祀極豊厚 永禄中經小田氏知天庵之乱 悉

おほよそ四十余あり。社領も千石に下らず、

罹兵燹祠宇蕩盡神戸亡失 僅存百分之一

祭祀きはめて豊かなり。

祠官不能復古 構小祠于海墻以供歲時 然

然るに永禄中、小田氏うづと知天庵の乱を経てこ

靈應休徵不以盛衰虧其德幽顯無間古今一致

とごとく兵火に罹り祠宇灰燼はいじんとなり、社領ほ

ろび失て僅かに百分の一を存す。祠官古に復

すことあたはずと。小社を海浜かみに構ていさ、

か歳時に供するのみなり。

今採祠官所修烝嘗之略耆老所説影響之報

今祠官の記す所の祭礼の略及、耆老の談れ

具列于左 庶使觀者備知二神經宮天下之本
末緣由 以備他日興隆之依處

るおほむねを採て左に記し、庶幾は見ん人に
二神の天下を経宮給へる本末の緣由をしら
しめて、他日興隆の據に備へむことを。

毎年十二月晦夜至正月七日 社司直神殿

毎年十二月、晦の夜より正月七日に至りて

不許外出 唯供粢醴不奏神樂 村中絲管金
鼓一切禁之 寺院不得鳴鐘聲 宮田一村不
得興宮築 至七日巳時初奏神樂奉祝辭 以
禱 四海昇平五穀豐熟 禮畢弛禁

社司、神殿に籠り戸外に不出して粢醴を供へ、
神樂を奏せず。磯浜村中惣じて鳴物を禁じ、
寺院にも亦鐘を鳴さず。磯浜の一村、作事を
なす事を得ず。七日の巳時に至りて始て神樂
を奏し、祝辭を奉じて四海昇平、五穀豐熟を
祈り、禮をはりて禁を弛（ゆる）ぶ。

八月朔 宮崎網掛両村祠官二人護送矛盾
而來 号盾曰鬼板闊二尺長三尺許 古畫漫
漶雖不可識別而皆魑魅魍魎之形也 持鬼板
者名曰政所着青襖 扈從四人着肩衣袴 其
一名曰代官 其三名曰士 興政所皆騎而來
直神殿之北有壇場 翻鬼板有三五七之數
哄喊三次 鎮矛鬼板於一坎 祈海內寧謐
又喊一次 歸至神殿告利成各罷歸 相伝古
昔鹿島祠官來行此礼 道路遼遠每遭風雨多
致廢弛 故祭鹿島神于両村以修之 古壇場
去今之地可六百步

八月朔、宮崎、網懸両村の祠官二人、矛と
盾とを護來る。盾を名付けて鬼板といふ。広さ
貳尺、長さ三尺ばかり、古画ところどころ消
うせてさだかならずといへども、皆邪神の形
なり。其鬼板を持つものを名付けて政所といふ。
素襖を着す。したがふもの四人、肩衣、袴を
着す。一人を代官といひ、三人を士といふ。
政所と同じく皆馬に乗來て神殿の北の壇場
にゆき、鬼板を翻す事三五七の數あり。哄喊
をあげて矛、鬼板を一つ坎に鎮め、海内平安
を祈る。又喊のこえ一度あげ、歸て神殿に至

本社素藏一神刀 每行禮奉而從之比還 洗
神刀於溪水 名曰金洗澤 近世沙填水涸唯
地名存而此儀亦廢矣

り所願成就を告て各歸去。いにしへは鹿島の
祠官来て此禮を行ひしが道の程遠く、風雨に
礙りておほくは怠れるを以て、鹿島神を両村
に祭て修し侍るとぞ。古の壇場、今の地を去
こと十町許。当社素より一の御太刀をおさむ。
禮を行ふごとに奉じてしたがひ行歸て、御太
刀を溪水に洗ふ。名付て金洗沢といふ。今は
沙うづみて水涸はて、名のみながれて此儀も
すたれり。

八月上子 修新嘗祭以祈年穀

八月上の子日、新嘗祭を修して年穀を祈る。

九月二十五日 有賀村明神祠官持矛 村

九月廿五日、有賀村明神の祠官、矛を持し、

民数十人護衛而來 安矛神殿修祭而去 有

村民数十人護来て、矛を神殿に安じ祭を修し

賀村所祭亦鹿島神也 可見上世奉天神勅

てさる。有賀村に祭るもまた鹿島神なり。誠

使于大已貴命克成遜讓退避之美金石盟終不

に上世天神の勅みことりを奉て、大已貴をしてよく

渝也

遜讓退避のうるはしきに至れる金石の盟ちかひひ

たがはざるを思ふべし。

九月二十九日 十一月十日亦修祭祀 宮

九月廿九日、十一月十日にも亦祭祀を修す。

崎祠官来助之

宮崎の祠官来て是を助け行ふ。

十一月至正月嚴凝霽發時 每旦海上氛霧
大起名曰海烟 咫尺不能辨物 自神殿前至
鹿島浦濶可三十步絕無海煙 舟楫帆席瞭然
可見 古來相伝両社神靈来往之道路也

近村無鹿 有時而 亦相伝鹿島明神之使
令也 里人必謹護送向鹿島而放而去以為

常

十一月より正月に至り極て盛寒の時、毎朝氛
霧起れり。名付て海煙といふ。聊物の色あひ
をもわかず。然るに神殿の前より鹿島の浦を

さして闊さ三十間ばかり絶て海煙なし。遠近
の漁舟までも明かにみゆ。いにしへよりいひ
伝ふ、是両社の神靈来往の道路なりと。

又近村に鹿なし。時として来ることあり。

鹿島明神の使なりと、里人これをいたはりて
鹿島の方にはなち去しむ。

宮田一村以漁釣為業 自古無溺死者 亦無瞽者 有瞽者皆自他村來寓者也

磯浜の一村漁を以て生業とす。いにしへより溺死する者なし。又盲目なし。たまたま瞽者あるは皆他村より來り寓する者なり。

元禄六年七月七日銚子濱漁人出釣鰹魚 風濤俄起舟破檣摧 溺死七百五十六人 本村人六十三人在其舟中無一隕命者 当傾覆時一齊懇祈本社以故皆得免 此輩雇能畫者 畫一大龍于木板 負荷而來揭神殿以賽之 中有一篙？頑而佷 不興其事 忽口眼喎斜 両脚癱瘓不出五日而死 沿海村里詫為神異

元禄六年七月七日、銚子浜の漁人出て鰹魚を釣に、風波俄におこりて舟破れ、檣ぐだけ溺死七百五十六人。其中に磯浜の漁人六十三人ありけるが、一人も命を失ふものなし。これさきに舟をくつがへさむとする時、一同に当社を念じ懇祈せる故を以て皆まぬがる、事を得たり。此輩よく画く者をやとひて玉取

龍を板に書しめ、神殿に掲かかげて賽かへりもっしす。中に一人の舟子頑かたくにして狠もとれるあり。其事に與ぐみせず。たちまち目口ゆがみ、両脚癱なて五日を出ずして死す。是明神の崇たかなりとて村里みな恐をなせり。

寛永元年七月 本村曰藤左衛門者與儕輩
十三人駕一船釣鯉魚 大風簸舟幾及岸而覆
得免者十二人皆本村漁者也 溺死二人逢瀬
川尻漁者也 人咸異之

寛永元年七月、磯浜の藤左衛門といふ者、同輩十三人と一船に乗て鯉魚を釣。大風おこりて舟をくつがへす。然るにまぬがる、もの十二人、みな磯浜の漁人なり。溺死する者二人、逢瀬、川尻の漁者なり。

曰賀茂衛門者駕小舟釣鯛魚 亦遭大風不
還 其家以為死請僧薦拔 經七日有飛報同
舟四人漂着下総長井濱皆恙 及歸訊之對曰
漂蕩六日絶不粒食 唯輸款誠處禱 而已凡
此數事皆里人面所聞見 其言鑿鑿有掾神之
所佑昭著顯赫可不欽哉

又賀茂衛門といふ者、小舟に乗て鯛魚を釣
けるが大風にあふてかへらず。其家死亡にき
はめて僧を請し法事を修す。然るに七日を経
て告来れるものあり。同舟の四人、下総長井
濱に漂着して皆恙なしと。歸りて後、其やう
を問へば、かしここ、漂ふこと六日を経て食
事なし。唯丹誠を致して明神に祈るのみなり
と。おほよそ此等の事みな里人まのあたり聞
見する所なり。誠に神靈のいちじるき事、欽
しまずんば有べからず。

大洗磯前本縁一卷不敢杜撰一語 皆掾曰
本紀旧事記古事記文徳実録延喜式神書抄諸
神記等纂録之 至襪祥影響之事 皆掾耆舊
所説書之 其間頗有近語怪者

大洗磯前明神の縁起一卷、あへて一語を妄
りに下さず。皆、日本書紀、旧事記、古事記、
文徳実録、延喜式、神書抄、諸神記等の書に
よりてこれを書あつむ。靈異、神驗、影響の
ごとくなる事に至りては皆又、古老の談によ
りて是を記す。其間、頗る怪を語るにちかき
物あり。

然柳州羅池廟碑載李儀慢侮堂上 得疾即
死昌黎豈欺我哉 李徳裕永嘉之廟 至宋元
祐中始著響應 於是有海神靈録之撰

しかりといへども唐の柳宗元を祭れる柳
州羅池廟の碑に、李儀といふ者酒にえひ、堂
上にして神を侮り、疾を得て則死する事、韓

昌黎の筆に記せり。又、唐の李徳裕を永嘉といへる所に祭れる廟、宗の元祐中に至り始めて霊異を顕せり。是によりて海神靈応録の書あり。

二神財成輔相範圍曲成 徳洽四表化被八埏 蓋大已貴之讓等於泰伯 少彦名之功庶幾神農氏 豈宗元徳裕之所得肩比哉

二柱の御神、財成し輔相て天地を範圍し万物を曲成す。徳四表にあまねく、化八方に被らしむ。つらつら惟るに大已貴の讓は泰伯にひとしく、少彦名の功は神農氏に庶幾し。何ぞ宗元、徳裕肩をならぶる事をえてんや。

昔者承久之役東兵春日貞幸 渡宇治河馬
斃而溺 匍匐水底虔禱訪將神 絶而復蘇
事在 東鑑咸共所知 儻信彼而疑比固非通
論

昔、承久の乱、東軍の兵、春日刑部三郎貞
幸、宇治河を渡りし時、官軍の矢に当りて河
中にて馬斃れぬ。貞幸たまらず水に溺たり。
水底に匍匐て一心に諏訪の將神を祈念す。命
すでに終りけるに忽ち蘇生ことをえたり。其
事東鏡に詳かにして皆人の知る所なり。もし
かれを信じてこれをうたがはば通論にあら
じ。

善乎馬端臨之言也 人受生於天地 稟氣
於陰陽五行 日月星辰實照臨之 山川神祇

馬端臨が言に人生を天地にうけ、氣を陰陽
五行に受、日月星辰実^{まこと}に照し臨み 山川神祇

實擁護之 則夫疾痛而呼歛厄難 而叩祈首
過 雪愆祈恩諸福 而天地明神鑒其懇誠
為之悔禍降祥 則亦理之所有

是を擁護す。疾有て祈、厄難ありて請求め、
罪を陳し、愆を悔、首をかたぶけ心を砕く時
は天地神明その誠を覽憫て禍を除き、福を
降すこと、理の有所なりといへり。

二神剏立基業徳之至廣功之至大 與天壤
並存 與星辰同照 人能以誠事之 則鑒臨
而擁護之 景福胙饗之来 若執左券而不？
也

二神天下を造立して徳の至りて広く、功の
至りて大なる事、天地とともに存し、星辰と
同じく照せり。人よく誠を以てこれにつかへ
ば、鑑臨て是を擁護し、吉祥瑞応の来ること
掌をさし待べし。

唯其誠 故能感 誠則明感則應 子思子

唯それ誠あり、故によく感ず。誠あれば則

曰至誠無息 孔子曰齊明盛服以承祭祀

明かなり。感ずれば則応ず。子思子の曰、至誠

洋洋乎如在其上如在其左右 至誠之道可以

無息。孔子の曰、齊明盛服以承祭祀洋洋乎如

通神明

在其上、如在其左右といへり。至誠の道、神

明に通じつべし。

雨暘若而災害蠲 五穀熟而萬物育放諸四

雨風調りて災害いたらず。五穀熟して万物

海無不達 垂之萬世不可滅 豈豈好語神怪者

豊かに四海に施して至らざる所なく、万世に

哉 唯欲人之立其誠也

垂て朽べからず。臣 豈このみて神怪を語る

ものならんや。唯人の其誠を修むることを欲

してなり。

正徳五年歳次 乙未 三月 穀旦

正徳五年八月吉日

水戸府臣安積覚 謹識

水戸府臣安積覚 謹跋